

受益者連続型信託に該当しない受益権複層化信託の課税関係

1 国税速報

今回は、去る 11 月 24 日付国税速報の疑問相談で回答された高杉先生のお考えを紹介いたします。前提事例は、父が所有する貸地を信託財産とし、信託受益権を収益受益権と元本受益権に分割し、父が委託者兼収益受益者、父の長男が元本受益者、長男の姉を受託者として、信託期間（20 年）の満了、収益受益者（父）の死亡、元本受益者（長男）の死亡を信託終了事由とする家族信託です。なお、本件信託は、収益受益者又は元本受益者のいずれかが死亡したときに信託は終了し、受益者指定権等も付されていないので、相続税法 9 条の 3 第 1 項の受益者連続型信託には該当しません。

2 信託設定時

元本受益者である長男は元本受益権を委託者である父から贈与により取得したものとみなされ贈与税が課税されます（相法 9 の 2①）。元本受益権の価額は、信託財産の価額から収益受益者に帰属する信託の利益を受ける権利の価額を控除した価額となります（評基通 202(3)イ）。

3 信託終了時

(1) 信託期間満了の場合

元本受益権である長男は残余財産を取得しても贈与税の課税は生じないと考えられます。なぜならば、「当該信託の終了の直前においてその者が当該信託の受益者等であった場合には、当該受益者等として有していた当該信託に関する権利に相当するものを除く。」（相法 9 の 2④かつこ書）に該当するため、長男の残余財産取得は贈与

により取得したとはみなされないからです。

(2) 信託期間満了前の収益受益者である父死亡の場合

元本受益者である長男は、本件信託終了直前に収益受益者である父が有していた収益受益権の価額に相当する利益を収益受益者である父から遺贈により取得したものとみなされ、相続税が課税されると考えられます（相法 9、相基通 9-13）。一方、元本受益者である長男が残余財産を取得した点については、信託期間満了の場合と同様に贈与税は課税されないと考えられます（相法 9 の 2④かつこ書）。

(3) 信託期間満了前の元本受益者である長男死亡の場合

長男の相続人（帰属権利者）は、「当該信託の終了の直前においてその者が当該信託の受益者等であった場合」に該当しないので、相続税法 9 条の 2 第 4 項かつこ書による除外はされず、残余財産を元本受益者である長男から遺贈により取得したものとみなされ、相続税が課税されると考えられます（相法 9 の 2④）。また、この残余財産の価額は、本件信託終了時の残余財産そのものの価額となります。なお、元本受益権は元本受益者である長男の死亡により消滅するので、収益受益者である父死亡の場合とは異なり、収益受益者である父から遺贈により取得したとみなされる経済的利益の移転はないものと考えられます。

相続税法 9 条の 2 第 4 項かつこ書の適否が秀逸なご見解だと思いますが、皆様いかがでしょうか？

(弁護士山口正徳・民事信託活用支援機構
理事)